

ローマ帝政前期における請願・回答制度と法の形成

——農村社会の事例から——

山下 孝 輔

【要約】 本稿は、ローマ帝政前期の農村社会に関する請願・回答制度の運用を記録した法文、パピルス、碑文を分析し、ローマ帝国における法形成のあり方を問うことを目的とするものである。史料分析に際しては、請願と回答において、請願者たちと皇帝たちが見られるような根拠に言及しているかを中心に史料を読み解いた。まず、『学説彙纂』と『ユステイニアヌス法典』および、碑文に見られる皇帝たちの回答を検討し、皇帝たちが属州における個別的な法の形成を重視していた点に注目する。そして、パピルス、碑文として現存する、臣民からの請願において、請願者たちが皇帝たちに訴えかけるに際して、皇帝や属州総督の定めた法律に言及していることに基づいて、請願・回答制度を通じた、属州の帝国民による法の形成という主張を提示する。結論部では、本稿での史料分析の結果を、帝政後期における法の形成と比較検討して今後の展望を示す。

史林 九六巻六号 二〇一三年 一月

はじめに

紀元前一世紀末、アウグストゥスが権力を一手に掌握したことで、ローマは帝政の時代を迎えた。この時代の新しさは、何においても、皇帝の存在にある。アウグストゥスは多数の政務官職と職権を獲得した^①。その権力は、都市ローマに限らず、ローマ人が征服した広大な領域全体にも及ぶものであった。少なくとも制度上は、ローマ帝国のもとで生きた無数の属州民の生活は、都市ローマの支配者たる皇帝によって左右されることとなったのである。そして、実際に皇帝たちが臣

民の生活に介入する際に、重要な媒体の一つとなったのが、本稿で取り上げる請願・回答制度である。帝政前期、一世紀のローマ帝国において、何らかの紛争に巻き込まれた臣民たちは、ローマ市民権の有無にかかわらず、皇帝自身や総督などの役人に対して苦境を訴えるための請願を提出し、回答を求めている。請願・回答制度が運用された結果として生み出された様々な史料を分析することによって、我々は皇帝たちだけでなく被支配者たる臣民の声をも知ることができるのである。

請願・回答制度に注意を促した先行研究の中でも最も有名なのは、F・ミラーの古典的名著『ローマ世界における皇帝』である。ミラーは属州民による請願と、それに対する皇帝たちの回答に着目し、皇帝政治は、属州民の側からの要求に対して皇帝たちが反応を示すという形で行われていることから、皇帝の受動性を強調している。ミラー以後の代表的な研究としては、C・アンドーの『ローマ帝国における帝国の理念と属州の忠誠』に触れる必要があるだろう。アンドーは、なぜ属州民たちがローマ帝国ないし皇帝に対して忠実であつたかという問題意識から出発し、属州民と皇帝とのあいだでの価値観の共有を助け帝国の安定を確保した一因として、属州民からの請願を扱っている^③。加えて、最近の研究としては、S・コノリーによって、三世紀末から四世紀初頭にかけてローマ帝国を統治したディオクレティアヌス帝期の請願・回答制度に関するモノグラフが発表されている。コノリーは、ディオクレティアヌス帝期の回答においても、請願を通じた臣民たちによる政治参加を読み取ることができると指摘している^④。これらの諸研究は政治史・社会史的な視点から請願・回答制度を扱ったものであるが、筆者は法制史の視点から請願・回答制度をめぐる議論に取り組みたい。

法制史の立場から請願・回答制度を扱った研究は、すでにT・オノレによってなされている^⑤。オノレは、三世紀の皇帝たちが発した回答の文体に見られる特徴を精査し、それぞれの回答を執筆した役人の同定を試みた。その試みが明らかにしたのは皇帝政府の側での法律家による回答の作成についてであり、属州民の側で請願・回答制度を通じてどのような法が形成されていたのかではない。しかしながら、皇帝たちが回答を与えるためには先に臣民からの請願がなければならず、

皇帝たちの側のみならず臣民の側でも、請願・回答制度がどのように用いられ、その結果としてどのような法が形成されていたのかを問うことが必要であると筆者には思われる。そこで、法律家や皇帝の活動に分析対象を限定せず、請願者たちの活動をも視野に入れながら、ローマ帝国においてどのようにして法が形成されていたのか、また、法形成のプロセスがどのような意味を持っていたのか、ということ我问うのが本稿の目的となる。この目的に取り組むために、筆者は、社会において諸集団によって法が形成されたという立場に身を置くことになるため、法制史だけでなく法社会史的な関心をも有していると言える。しかしながら、筆者が本稿において明らかにするのは、請願・回答制度という一つの制度が、ローマ帝国の中で生きた人々に可能にした法形成についてであり、あくまでも結論部での帰着点は法制史の立場にあることに注意してもらいたい。

本論に入る前に、法の形成という本稿の問題設定について説明しておきたい。筆者は法の形成を二段階に分けて理解している。一つは、法律の作成である。ローマ帝政前期には、民会と元老院の決議、皇帝による勅法の発布、および卓越した法律家の意見開示によって法律が作成されていた。^⑥帝政期には皇帝の勅法が次第に重要性を増し、勅法の作成に携わっていた法律家や役人の影響力もまた拡大し、法律の作成に大きな役割を果たすようになった。他方、もう一つの意味での法の形成とは、法律の運用・参照を通じたものである。歴史家の間で法とは何かという問題が扱われる際には、法律自体が法なのであると素朴に考えられがちである。そのように考えた場合、先に述べた法律の作成のみが法の形成であると言えるだろう。しかし筆者は、法理学者H・ハートの見解を受けて、法という語の意味をより広く理解している。本稿の問題設定たる法の形成についての理解を得るためには、ハートの見解を紹介しておく必要があるだろう。

ハートは、法を主権者による命令としてみなす先行学説を批判し、制定された法が他ならぬ制定者たちをも縛ること、また、法の中には命令し責務を課すだけでなく、たとえば裁判や立法、あるいは契約に関する決まりごとのように、特定の機関や個人に対して公的・私的権能を付与するためのルールが存在していることを指摘した。^⑧そして、命令説への対案

として、ハートは第一次的ルールと第二次的ルールという概念を用いながら、法に対する自らの理解を提示している。第一次的ルールとは、ある特定の場合にはそうせねばならない、あるいはそうしてはならない、といった責務を課すルールのことである^⑨。ハートによると、第一次的ルールが存在するだけでは、様々な問題が発生してしまう。すなわち、何がルールとして参照されるべきであるのかという不確定性や、変化する状況への対応が困難な静的性質、ルール違反の処罰を担当する機関の不在からくる非効率性などといった欠陥である。そうした欠陥は、何を法として承認するかを規定する第二次的ルールが、第一次的ルールを補完することによって克服される^⑩。第二次的ルールの例として挙げられているのは、法典のように特定の法律を権威的な形で確認するルールや、裁判の手続きに関するものである。ハートは、第二次的ルールと第一次的ルールの結合に法を見出すのである。筆者はこうした第二次的ルールによる第一次的ルールの補完によって、何が法であるのかということが明確になると理解している。本稿で扱うローマ帝国の請願・回答制度は、第二次的ルールとして、皇帝と臣民が特定のルールを承認し合うという役割を果たしていた。それだけでなく、皇帝の回答が勅法の一種として見なされていたことから、この制度は法律の作成に関するものでもある^⑪。ゆえに、請願・回答制度は、ローマ帝国における法の形成を考究するうえで適切な分析対象であるといえよう。

もちろん、ハートは自らの議論をローマ帝国の事例と結び付けてはおらず、彼の提唱した法の概念を古代史の研究に援用することに対して疑念を呈する向きもあるだろう。確かに、ローマ人には、ハートが注目を促したような、第一次的ルールと第二次的ルールといった概念は見られない。古代ローマにおいては*ius*と*lex*の語が区別され、前者が法全般の意味で、後者が特定の法律の意味で用いられていたけれども、しばしば両者が混同されることもあったという^⑫。しかしながら、あくまでも分析概念としてハートの理論を援用することによって、法律をそのままに法とみなす視点を克服することとが、ローマ帝国における法について研究するにあたって有益であると筆者は考えている。なぜなら、法律をそのままに法とみなす視点からは、法と社会を当為と現実として区別し、社会的な現実としての法、という問題を軽視する立場へと

容易につながってしまうのではないかと危惧するからである。本稿では、請願・回答制度という第二次的ルールを通じて、どのようにして法が形成されていたのか、また、そうした法の形成がどのような意味を持ったかを明らかにすることができらるだろう。

分析対象を明確にするために、本稿では、農村社会に関係する請願・回答の諸事例に焦点を当てる。一説によると農村経済は帝国経済全体の八割以上を占めるともされ、農村社会はローマ帝国の基盤であったと言える^⑮。更に、農村は行政組織の中でも属州総督ではなく都市の管轄下に置かれ、皇帝領などの例外を除けば、制度上は皇帝たちから遠い場所にあった。農村社会における法がどのように形成されていたかを問うことは、中央の皇帝たちの視点に限定されずにローマ帝国における法の形成を知るためにも必要不可欠な課題なのである。

それでは、まず第一章にて請願・回答制度の手続きと意義について先行研究を参照しながら検討した上で、第二章以下で法文、パピルス、碑文史料に基づいて、ローマ帝政前期における法の形成について論じることとしよう。

- ① 弓削達『ローマ帝国論』吉川弘文館、一九六六年、一四五～二〇二頁。
- ② F. Millar, *The Emperor in the Roman World: 31 BC-AD 337*, 2nd ed., London, 1992 (1st ed., in 1977).
- ③ C. Ando, *Imperial Ideology and Provincial Loyalty in the Roman Empire*, Berkeley, 2000.
- ④ S. Connolly, *Lives behind the Laws: the World of the Codex Hermogenianus*, Bloomington, 2010. 本書は、山下幸輔「(書証) Serene Connolly, *Lives behind the Laws: the World of the Codex Hermogenianus*」『史料』九五(四)、『二〇一二年』八五～九〇頁を参照。
- ⑤ T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, 2nd ed., Oxford, 1994 (1st ed., in 1981).
- ⑥ G. Mousourakis, *The Historical and Institutional Context of Roman Law*, Aldershot, 2003, pp. 280-305.
- ⑦ H・ハート、矢崎光國訳『法の概念』みすず書房、一九七六年。
- ⑧ 同書、八八～九一頁。
- ⑨ 同書、九一～一〇〇頁。
- ⑩ 同書、一〇〇～一〇三頁。
- ⑪ 同書、一〇三～一〇七頁。
- ⑫ *Digesta*, I, 4. 同所は、ウルピアヌスの見解として、「[imperator per epistulam et subscriptionem statuit] という一文が収録されている。この一文に現れる *subscriptionem* という語は、請願・回答制度における私人からの請願に対する回答と皇帝による署名のどちらかの意味

で解することが出来る。第一章で述べるように、U・ヴィルケン^⑮の語を回答として理解し、「皇帝が書簡と回答により定めたこと」と解釈した。ただし、この一文の解釈については、W. Turpin, *Imperial Subscriptions and the Administration of Justice, Journal of Roman Studies*, 81, 1991, pp. 101-118, esp. p. 103 以下で反対説が提示されている。ターピンは、ウルピアヌスが同所で用いている接続詞で10世紀『バシリカ法典』の同所のギリシム語訳 (*Basilica* II, 6, 2) を根拠として、同所を「皇帝が署名付の書簡により定めた」と解している。ターピンと同様の解釈は A. Watson (trans. and ed.), *The Digest of Justinian*, vol. 1, Philadelphia, 1985, p. 14 以下見られ、しかしながら、*CIL*, VIII, 10670, col. II, 17; col. IV, 113 には subscriptio が明白に書簡とは区別された形で法源として言及されており、請願・回答制度全般を法文の作成と関連付けることは可能と考えられる。

⑮ A. Berger, *Encyclopedic Dictionary of Roman Law* (Transactions of the American Philosophical Society, new series, 432), Philadelphia, 1953, pp. 525-526, 544.

⑯ 法と社会の分離については、F. Radtka, *Augustus' Legislation*

第一章 請願・回答制度の手続きと意義

請願・回答制度の研究に関する古典的な学説は、一九二〇年にU・ヴィルケンによって発表されたが、近年の請願・回答制度研究で幅広く参照されているのは、一九七〇～八〇年代にかけて請願・回答制度に関する多数の論文を発表したW・ウィリアムズの成果である。本章では、これらの先行研究を参考にしつつ、請願・回答制度の手続きと意義について確認する。ただし、請願・回答制度はハドリアヌス帝の時代に変化したと考えられており、ハドリアヌス帝の時代以前に

Concerning Marriage, Procreation, Love Affairs, and Adultery, *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt*, II-13, 1980, pp. 278-339, esp. pp. 278-281 がすべて、歴史研究者たちが、まるで人々が法のない世界で生きているかのような語っているのに対して、警鐘を鳴らしている。

⑮ P. Garnsey and G.D. Woolf, *Patronage of the Rural Poor in the Roman World*, in A. Wallace-Hadrill (ed.), *Patronage in Ancient Society*, London, 1989, pp. 153-170, esp. p. 154. ガーニーは八割以上の数字を挙げているが、その数字の典拠は示されていない。近年は農村経済の重要性を指摘するにすぎず、ローマ帝国における農村経済を数量的に研究しようという傾向が現れており、それによる「農村生産が経済の八割を占めていた」という見解は、「あり得るような推測」以上のものではなれない。cf. A. Bowman and A. Wilson (eds.), *The Roman Agricultural Economy: Organization, Investment, and Production*, Oxford, 2013, p. 4. 農村経済が数量的にどの程度の比重を占めていたかについては、現在のところは不明であるが、少なくとも、農村経済が重要であったと論理的に想定することは可能であると考えられる。

ついては史料制約のために制度の詳細を知るには多分に推測を伴う。^④ そのため本章で記すのはハドリアヌス帝以後の制度である。

ヴィルケンによると、請願には役人からの書簡 (*epistula*) と私人からの請願 (*libellus*) の二種類があり、皇帝は書簡に対しては書簡によって、請願に対しては回答 (*subscriptio*) によって返事を出していた。^⑤ ヴィルケンは請願の送付にあたって公的機関の介在を想定していたが、^⑥ ウィリアムズは私人の請願者が自ら、あるいは代理人を立てて請願を提出していたと主張している。^⑦ 地方属州からの請願の送付と回答の獲得には当然ながら莫大な費用がかかったため、皇帝への請願が容易であったのは都市ローマ近郊の住民のみであり、属州民たちは近隣の総督への請願で満足せねばならなかったとされる。^⑧ 実際に碑文史料中には、属州民たちが属州総督に向けて送った請願とそれへの回答が発見されており、本稿の史料分析では総督の関わる請願・回答碑文をも参照することとなるだろう。総督たちによる回答と区別するために、皇帝たちの回答には勅答 (*rescriptum*) という語を用いる。*rescriptum* という語は先に挙げた皇帝の回答としての *epistula* と *subscriptio* の両方を意味するものとしても用いられていた。

それでは、請願を受け取った皇帝たちの側では、それに対する回答をどのようにして用意していたのだろうか。私人からの請願に対する回答の文面は、回答の受け取り手がラテン語の与格で示されるのみで始まり、次いで請願に対する回答が記され、その末尾には皇帝の役人たる請願係が「校合した (*recognovi*) 」と記し、更に皇帝が「回答した (*scripsi, respondi*) 」と署名する。その形式は、書簡による回答が相手への挨拶 (*salutem dicit*) から始まって、書簡の末尾に皇帝が「回答した」と署名して終わるのと対照的である。^⑨ この文面の相違には、基本的に私人からの請願に対する回答は請願局に属する役人たちが作成し、皇帝はそれを承認するのが常であったという事情が反映されていると考えられる。^⑩ また、私人からの請願に対する勅答は、皇帝の居所たるローマなどで揭示されていた。

請願・回答制度の手続き面だけでなく、この制度がどのような歴史的意義を与えられてきたかも確認しておこう。T・

オノレは、請願に対する回答を、無償の法律相談として捉えているが、この見解に対してはF・ミラーにより批判が提出されている。ミラーは、勅答が単に法律に関する助言を与えるだけでなく、皇帝の命令によって法規範を形成している事例もまた史料中に見られることを指摘している。^⑫しかしオノレは、ミラーの批判点を容認しつつも、無償の法律相談という言葉によって請願・回答制度の重要な側面をとらえることができるとして、自らの立場を維持している。^⑬筆者は、オノレの定義を否定するわけではないものの、ローマ帝国における法の形成という視点から請願・回答制度を扱うため、オノレよりもむしろミラーの立場に近い。また、W・ターピンは、私人への勅答が古代の法律家によって勅法の一種として数えられていないと考え、原則的に私人への勅答は法形成の一因とはなっていないと主張する。^⑭しかし、法律家たちが皇帝の発した私人への回答をも自らの作品中で引用し、それによって自説を補強したため、間接的に私人への勅答が法形成に関わったと述べる。^⑮ターピンによると、請願・回答制度それ自体の位置付けとしては、臣民がローマ帝国の権力に向けて抗議を行うための回路として機能していたという。更に、J・P・コリアは、請願・回答制度を通じて皇帝が法規範を独占し、中央集権化と官僚制を推し進めたと主張している。^⑯次章以降では、請願・回答制度において、皇帝や請願者たちが自らの意見にどのような根拠付けを行っているのかという点を史料から読み取ること、請願・回答制度についての自説を展開したい。

- ① U. Wilcken, Zu den Kaiserreskripten *Hermes*, 55, 1920, S. 1-42.
- ② T. Hauken, *Petition and Response: An Epigraphic Study of Petitions to Roman Emperors 181-249*, Bergen, 1998, S. Corcoran, *The Empire of the Tetrarchs: Imperial Pronouncements and Government, AD 284-324*, Oxford, 1996.
- ③ W. Williams, *The Libellus Procedure and the Severan Papyri, Journal of Roman Studies*, 64, 1974, pp. 86-103. Id., *Formal and Historical Aspects of Two New Documents of Marcus Aurelius, Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik*, 17, 1975, pp. 31-78. Id., *Individuality in the Imperial Constitutions: Hadrian and the Antonines, Journal of Roman Studies*, 66, 1976, pp. 67-83. Id., *Caracalla and the Authorship of Imperial Edicts and Epistles, Latomus*, 38, 1979, pp. 67-89. Id., *The Publication of Imperial Subscript, Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik*, 40, 1980, pp.

283-294. Id. Epigraphic text of Imperial Subscripts: A Survey. *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik*, 66, 1986, pp. 181-207. #
た' 我が國ひな' 志内一興氏が二〇〇六年に東京大学に提出した博士論文「ローマ帝国内の支配・被支配関係におけるコモン・ニケーションの機能」において、諸願・回答制度の手続きが詳細に検討されており、非常に有益である。筆者は、志内氏の御厚意により同論文を拝読する機会を得たことについて、ここで改めて感謝の意を表したい。

④ ハドリアヌス以前については、志内、前掲論文、九一―一〇五頁参照。

⑤ Wilcken [1920] S. 2-3. 書簡と諸願書の二種に区別することについては、Turpin [1991] が反対意見を出している。ターピンの反対意見にこづては、本稿はじめの注②を参照。

⑥ Wilcken [1920] S. 21-26.

⑦ ウィリアムスは、小プリニウスに関する A・N・シャーウィン・ホワイトの解説を参照して自説を補強している。シャーウィン・ホワイトによると、小プリニウスが都市ビュザンティウムの書簡を皇帝に伝達する際に皇帝の特別な許可を必要としており、通常は都市自身が使節を用意しなければならなかった。そのため、ウィリアムスは、都市でさえも日常的な回路として帝国の役人を通じた駅通の制度を利用することができなかったということから、農村などの都市よりも低位の

共同体と私人がその制度を利用していたことを示されたいと述べる。cf. Williams [1980] p. 285; A.N. Sherwin-White, *The Letters of Pliny: A Historical and Social Commentary*, Oxford, 1966, p. 626.

⑧ Williams [1974] pp. 97-98.

⑨ Wilcken [1920] S. 4-7. recognovi-vo rescripti の主語が皇帝であるのか役人であったのかについては、かつて議論されていたが、志内氏による本論文で述べたような形にすばに落ち着いている。志内、前掲論文、一三三頁を参照。

⑩ T. Honoré, *Imperial Rescripts A.D. 193-305. Authorship and Authenticity*, *Journal of Roman Studies*, 69, 1979, pp. 51-64.

⑪ Id., p. 52.

⑫ F. Millar, L'Empereur romain comme décideur, in C. Nicolet (ed.), *Du Pouvoir dans l'antiquité: mots et réalités*, Genève, 1990, pp. 207-220, esp. pp. 214-215.

⑬ Honoré [1994] p. 33.

⑭ Turpin [1991]

⑮ Id., pp. 102-106.

⑯ J.-P. Coriat, *Le prince législateur: la technique législative des Sévères et les méthodes de création du droit impérial à la fin du principat*, Rome, 1997, pp. 448-451.

第二章 勅答での根拠付けに関する一考察

本章では、皇帝が諸願・回答制度を通じて、農村社会での紛争解決のための意思表示を行った事例として、『学説彙纂』および『ユスティニアヌス法典』から五点、碑文史料から三点、合計八点の史料を検討する。これらの史料を読み解きつつ、皇帝がどのような規範に言及していたかを確認しよう。法文史料の五点は、二世紀後半から三世紀前半の時代に由来

する。『学説彙纂』から参照した事例は、法律家たちが自らの著作において皇帝の勅答を引用し、その引用箇所が『学説彙纂』に収録されたために残されたものであるが、『ユスティニアヌス法典』からのものは、勅答自体の集成から伝存してきたものである。

第一点目として取り上げるのは、二世紀後半の法律家パピリウス・ユストゥスがその著作『勅法註解』の中で引用している、マルクス・アウレリウス帝とルキウス・ウェルス帝の共治時代に発せられた勅答である。^①紙幅の都合上すべての史料を抜粋することはできないが、史料のイメージをつかみやすくするために、この第一点目の史料は、ここに拙訳を提示しておきたい。

パピリウス・ユストゥス『勅法註解』第一巻

皇帝アントニヌスとウェルスが勅答したところでは、公共の河川から灌漑のために取水しているのなら土地の大きさに応じて分配されるべきである。ただし何者かが特別の権利によってより多く与えられるべきであると証明しない限りにおいては。更に彼らが勅答したところでは、他者に害をなさない場合にのみ取水が許される。

この勅答が誰の請願に応じて発せられたのかについては、ユストゥスの引用では明示されていない。ここでは、河川から灌漑地への水の分配が土地の大小に応じて行われ、他者に害をなさないようにと定められている。この規定に関して皇帝たちは、制定法などの規則に言及して根拠として用いることはしていない。もともとの勅答においても同様であったのか、それともユストゥスが引用する際に規則への言及を省略したのか、あるいは『学説彙纂』編纂時に規則への言及が脱落したのかは、明らかでない。対して、以下で確認する四点の勅答では、第一点目と異なり、勅答で示された規定の根拠として様々な規範が言及されている。

第二点目として、二世紀末から三世紀初頭の法律家パウルスが、法律家ブラウティウスの学説に註を付した『ブラウティウス註解』において引用している勅答を見てみよう。^②パウルスは勅答を発した皇帝の名前を伝えていないが、彼はセプティミウス・セウエルス帝とカラカラ帝の時代に官僚として活動していたため、これらの皇帝が発した勅答を引用した可能性がある。この勅答では第一点目とは異なり、請願者は「ストウリヌス農園から取水することを常としていた者たち」であつたことが記されている。この請願者たちは、ストウリヌス農園の水源が一度枯れてしまい、後に再び水が湧くようになった際に、水源が枯れる前と同じ水利権の承認を皇帝に求めた。それに対して、皇帝は「彼らの請願が不当ではないと私には思われた」という理由で、水利権の回復を認めている。不当の感覚という根拠は、第三点目の史料から見出せる。

第三点目の勅答は、ウルピアヌスの『告示註解』において引用されている。^④この勅答を發布した皇帝の名前は記されていないが、農園で火事を被った人物が地代の減免を請願して得られた勅答の内容であると述べられている。この請願に対して皇帝が勅答を下したところでは、もしも請願者自身がその農園で耕作に従事していたのなら、救済されることが「不当ではない」^⑤とされる。この勅答でも、不当の感覚という曖昧な根拠が言及されているが、以下で見る第四点目、第五点目では些か異なつた規範への言及が見られる。

第四点目に分析するのも、第三点目と同じく、ウルピアヌスの『告示註解』に見られる勅答である。^⑥この勅答を発したのは「神君アントニヌス」であると述べられている。「神君」という称号は、死後になって元老院によって神格化された皇帝に与えられるため、この「神君アントニヌス」はウルピアヌス自身が仕えたカラカラ帝のことではなく、二世紀中葉のアントニヌス・ピウス帝、あるいはマルクス・アウレリウス・アントニヌス帝のことであるとも考えられる。「神君アントニヌス」に請願を行った者は、単に「ある人」とのみ記されている。この請願者は作物の収穫量が少なかったことに関する不平を述べているが、対する「神君アントニヌス」はこのような不平は考慮されるべきではないと応じる。ウルピ

アヌスは同所において、この勅答に類似したものととして、皇帝の名前が残されていない別の勅答をも引用している。それによると「ブドウ樹の年齢のために免除がそちに与えられるというなら、そちは新奇な事柄を要求している」と述べられている。この勅答は、ブドウ樹が収穫物をもたらすほどに育ち切っていないことを理由に地代減免の要求が行われたけれども、そうした理由が「新奇」であるために、要求が却下されたと理解することができる。ここから、皇帝の勅答においては、既存の慣行が重視されていたことがわかる。

第五点目は、これまで見てきた四点とは異なり、『学説彙纂』ではなく『ユスティニアヌス法典』に収録された勅答である。^⑧ この勅答は、三世紀初頭のアレクサンデル・セウエルス帝によってヒュギヌスなる人物に宛てて発せられた。ヒュギヌスという男は、勅答の文面から、農園を賃借りした人物であるとわかる。このヒュギヌスが賃借りした農園での悪天候による不作に関して請願を行ったところ、セウエルス・アレクサンデルは、賃契約の際に明記されていなかったとしても、悪天候による不作は「土地の慣習が要求する」ように小作側が負担すると回答している。ただし、その損害が他年の豊作によって補いきれない場合のみ、その負担からの解放が認められている。この史料からは、皇帝たちの勅答において、土地の慣習もまた規範として言及されているとわかる。

法文史料の事例分析は以上で終え、ここからは碑文史料に目を向けてみよう。碑文史料からの事例として取り上げる三点もまた法文史料の五点と同じく、二世紀から三世紀までの時代に由来する。農村社会の住人たちが皇帝に対する請願を記録した碑文は比較的多く残されている一方で、それらに対する皇帝からの回答について伝える碑文は些か少ないが、以下ではそれらの回答碑文に関する一考察を提示し、本稿で後に行う請願碑文を検討する際の布石としたい。

碑文史料の第一点目として取り上げるのは、北アフリカの皇帝領農民が二世紀末のコンモドゥス帝に宛てて送った請願と、それへの回答を記録した碑文である。^⑩ この碑文は、皇帝領たるブルニタヌス農園の農民たちが、皇帝領の管理を委任された者たちによって虐待されていると皇帝に訴えた請願と、それに対して与えられた皇帝からの勅答を伝えている。皇

帝の回答は「規律と我が指令を考慮して、皇帝領の管理人たちは三つある二日間の労働以上にならないよう注意し、恒久の規範に反して諸君らから不当に徴発されることがないように」と述べている。^⑪ここでは、「規律と命令」や「恒久の規範」のほかに、具体的に「三つある二日の仕事日以上以上の賦役を課することがないように」という規則が言及されている。この規則は皇帝がこの回答の中で新しく定めたのではなく、皇帝領農民たちが請願において引用したものである。請願者たちは、「カルタゴ地区の陛下の文書館にある代官の書簡に見られるように、我々は毎年鋤耕のための二日、除草のための二日、収穫のための二日以上以上の義務を負うことがありませんように」と述べている。^⑫この第一点目の碑文史料からは、属州側で役人によって作成され、請願者たちによって引用された規則が、皇帝によって具体的な規則として言及されているとわかる。

碑文史料の第二点目は、小アジアの皇帝領農民からセプティミウス・セウェルス帝とカラカラ帝へと送られた請願に対する回答である。^⑬この碑文は、請願の部分を残しておらず、回答の部分にも読み取れない箇所がある。小アジアはラテン語よりもギリシア語の方が優勢な地域であったため、失われた請願の部分もギリシア語で記されていたと考えられるが、この碑文に残された皇帝の回答はラテン語で記されている。現地でラテン語の識字能力を有する人々は少数派だっただろうけれども、まったくの皆無であったとは考えられず、書記やローマ市民権者、あるいは兵士や退役兵のようにラテン語を解する人物が、周辺の人々に向けて皇帝の回答を読み聞かせていただろう。この碑文に刻まれた回答によると、「我々の代官は不法なる擄取と不正に対して自ら介入するだろう」^⑭とされ、続いて、些か断片的な文章ながらも、もしもより高位の権威が必要な場合には属州総督の法廷への提訴が認められている。この第二点目の史料では、残存している碑文自体が断片的なためか、皇帝が直接的な介入をせずに現地の役人による対処を請願者たちに勧めるということ以外に、特徴を見て取ることができない。

本章の最後に分析する勅答は、三世紀中葉の皇帝ゴルディアヌス三世が、バルカン半島東部のトラキア属州にある村落

スカプトパラの農民たちから送られた請願に応えたものである。¹⁵ 小アジアと同じくトラキアもまたギリシア語圏ではあったが、この勅答もラテン語で記されている。スカプトパラの村の農民たちは、ローマ軍の兵士にして同村に土地を有するアウレリウス・ピュロスを通じて、近郊の兵士や役人による搾取を訴えるための請願を送った。それに対する皇帝からの回答もこの兵士ピュロス宛てに送られているため、請願者は複数の農民であったにもかかわらず、勅答は二人称単数で請願者に語りかけている。その勅答は、「皇帝の勅答に表明された個別の決定を持ち帰るよりもむしろ、主張されたことについて総督の法廷へと知らせることによって、そちはことを解決するだろう¹⁶」と述べている。第三点目の史料は、第二点目の史料とは異なり断片的ではないが、そこでは第二点目と同じく、現地の役人による対処に頼ることが勧められているのみである。

碑文史料の分析からは、皇帝たちが属州における法の形成にあたって主導的な役割を果たしてはならず、臣民の側から言及された規則を承認し、あるいは現地の役人に対処を委任していたと結論できる。法文史料の分析をも踏まえて、本章の結論として二つの点に注目したい。第一点目として、皇帝たちが勅答を作成する場合には、皇帝やその官僚たる法律家たちの専断によって制定法としてそれを定めたのではなく、不当の感覚や土地の慣習への配慮を見せたということ。そして、第二点目として、請願への回答を通じて属州の農村社会の紛争解決に関与する際にも、現地から持ち上げられてきた規則の承認や、現地の役人による対処を優先していたということである。先行研究において、コリアは皇帝たちが請願・回答制度によって法を独占し中央集権化と官僚制化を進めていたと主張したが、本章で確認した規範への言及からは、むしろ皇帝たちは請願・回答制度によって帝国各地の個別的な法のあり方を維持しようとしたと考えられる。次章以下では、パピルス・碑文史料をもとに、請願者たちがどのような根拠に言及して皇帝や役人たちに訴えかけているのかを検討しよう。

- ① *Digesta*. VIII. 3. 17.
- ② *Digesta*. VIII. 3. 35.
- ③ Quorum mihi postulatio cum non iniqua visa sit.
- ④ *Digesta*. XIX. 2. 15. 3.
- ⑤ non immerito.
- ⑥ *Digesta*. XIX. 2. 15. 5.
- ⑦ novam rem desideras, ut propter vetustatem vinearum remissio tibi detur.
- ⑧ *Codex Justinianus*. IV. 65. 8.
- ⑨ mos regionis postulat.
- ⑩ *CIL*. VIII. 10570. 同碑文については、古山正人他編訳『西洋古代史料集【第三版】』東京大学出版会、二〇〇二年、二二五―二二七頁の日本語訳を参照⁵⁶⁾。
- ⑪ *CIL*. VIII. 10570. col. IV. ll. 4-8. procuratores contemplatione disciplinae et instituti mei ne plus quam ter binas operas curabunt ne quī per injuriam contra perpetuam formam a vobis exigatur.

- ⑫ *CIL*. VIII. 10570. col. III. ll. 9-13. ut se habent littere procuratorum, quae sunt in tuario tuo tractus Karthaginiensis non amplius annuas quam binas aratorias, binas sartorias, binas messorias operas debeamus.
- ⑬ T. Hauken, C. Tanriver and A. Akbiyikoglu, A New Inscription from Phrygia: A Rescript of Septimius Severus and Caracalla to the coloni of the Imperial Estate at Tynion, *Epigraphica Anatolica*. 36, 2003. pp. 33-44.
- ⑭ *Id.* p. 34. ll. 11-12.
- ⑮ *CIL*. III. 12336. スカプトポラの碑文については、本稿冒頭でも言及したロリーのモンテラフデモ、請願・回答について検討するため用いられつつある⁵⁷⁾。cf. Connolly [2010] pp. 29-38.
- ⑯ *CIL*. III. 12336. col. V. ll. 166-168. iustitia praesidis potius super his quae adlegabuntur instructa discurrere quam rescripto principali certam formam reportare debeas.

第三章 ローマ帝国の農村社会における法の形成——パピルス史料を手がかりとして——

第一節 エジプト属州の行政組織と請願パピルス

パピルス史料として残された請願の分析に入る前に、背景となるエジプト属州の行政組織と請願パピルスについて説明しておく^①。他の属州に総督として元老院議員が派遣されていたのとは異なり、エジプト属州の総督には騎士身分の者が選任された。元老院議員が豊かなエジプト属州を手中に収め、皇帝に対抗する危険を避けるためとされる。総督は属州各

地を巡回して業務を遂行していたが、その主たる所在地はアレクサンドリアであった。また、属州各地は様々な行政区分として分割され、それぞれに役人が置かれていた。まず、エジプト属州は三つの大きな地域に分けられ、総督と同じく騎士身分の者の中から選ばれたエピストラテゴスによって、それぞれ管轄されていた。これらの地域は当時のように呼ばれていたか判然としないが、エピストラテギアという呼称を用いる者もいる。^② エピストラテギアは更に、およそ五〇のノモスに区分され、それぞれのノモスでは現地の有力者が総督によってストラテゴスに任命され、行政を委ねられていた。また、各地には警備隊長やローマ軍の百人隊長、コモグランマテウス（直訳すると村の書記）も存在していた。パピルス史料からはこれらの役人たちに対する請願の内容を知ることができる。^③

次いで、請願パピルスの書式に目を転じよう。請願の文面は大いに形式化されていた。まず被請願者となる役人の名前と役職名が、次いで請願者の名前と住んでいる村落名などが記される。そして、請願者が直面した様々な問題が述べられる。こうした問題に関する記述だけは、当然ながら、他の形式的な部分とは異なり、それぞれの請願で異なった様子を描いている。最後に、請願者が被請願者に救済を懇願する。現存するパピルスの中には、文書の末尾に日付が付記されたものもある。請願パピルスは、他のパピルス文書と同じくギリシア語で記されていたのだが、請願を行った者たちの中には、アレクサンドロス大王による征服後に支配層となったギリシア人だけでなく、エジプト人もまた確認される。こうした請願はエジプトではプトレマイオス朝期にも行われていた。^④ しかしながら、エジプトでの請願はローマ帝国の支配によって何の影響も受けなかったわけではなく、請願の中ではローマ帝国の皇帝や総督、百人隊長などが存在感を発揮している。本章ではこうした点に注目する。

請願パピルスに基づいて、エジプト属州における法運用について論じた研究は既にいくつか存在する。二〇世紀後半に、D・ホブソンはオクシリュンコス由来のパピルス进行分析し、エジプト属州の農村社会における法の普及は限定的であったと主張した。^⑤ ホブソンによると、請願を行うにあたって法知識は不可欠ではなく、役人への請願でさえも農民たちにと

つては八方手を尽くしたうえでの「最後の手段」でしかなかったという。^⑥ ホブソンの見解はエジプトの農村社会における法の影響力を小さく評価するものである。それに対して、二〇一年に請願パピルス分析を主題に据えた研究書を発表したB・ケリーはホブソンの見解を批判して、エジプト社会における法の影響力を肯定的に評価する。^⑦ ケリーは断片的な史料をも含めて多数のパピルス进行分析し、役人への請願が必ずしも「最後の手段」ではなく、幾つかの解決手段の中の一つの選択肢であり、更に、農村社会の紛争解決に法が影響力を発揮していたという意見を提示する。ケリーの結論によれば、統計的な分析が困難な古代の研究では、法が社会的な影響力を有したか否かを数量的に問うことはできない。その代わりに、我々が問うべきは、法領域における振る舞いの特徴や、社会における法の影響のタイプといった質的な問題だとされる。^⑧ ホブソンとケリーは、社会に対する法の影響力を読み取るうとしているが、本稿は法の形成に着目し、いわば法に対する社会の影響力を知ろうと試みているという点で、これらの研究とは議論の方向性を異にしている。

次節で筆者が分析するのは、紀元前一世紀末から紀元後三世紀までの、エジプト属州の農民たちが役人たちに向けて提出した請願である。史料の収集に当たっては、インターネット上のデータベースを用いた。^⑨ 分析したパピルス史料は合計で二四四点であるが、本章ではそれらの中から、請願者たちが何らかの根拠に言及している文書に注目し、そこに共通する法形成の特徴を読み取る。分析したパピルスの中には、請願者が何の根拠にも言及せずに自らの苦境を訴えるだけの事例が多く、次節で取り上げる事例の多くは少数派に属する。しかしながら、請願における根拠への言及が、残存するパピルス史料中で少数派であることは、そうした事例を過小評価する理由にはなるまい。そうした事例の発生することを可能とした制度的、かつ社会的な背景として、ローマ帝政前期のエジプトにおける法形成のあり方を問うこともまた必要なことであると筆者は考えている。ゆえに次節では、特定の根拠に言及している請願の意義を強調している。

第二節 エジプト属州の請願者たちによる請願の根拠付けと法の形成

エジプト属州の農村住人たちは、日常生活を送る中で様々な問題に直面していた。筆者の分析した請願から確認できたところでは、窃盗や暴行、遺産相続争い、土地をめぐる争い、債権債務をめぐる争いや、徴税などの公的業務をめぐる争いに関して、農民たちは請願を通じて公権力の助力を求めている。本節では、諸事例を踏まえながら、これらの紛争にあたって農民たちがどのような規範を根拠として参照していたのかを見ていこう。

まずは窃盗に関する請願から検証する。この種の請願は所有物が盗まれたと訴えるのみである場合が多い^⑩。しかし、それだけでなく、請願者自身が盗難物の調査を行うという行為が言及されている事例も確認される。ここでその事例を一つ取り上げて、請願者がどのように行動しているかを見てみよう。取り上げる事例は、四八年にタレイ村の農民パポントスがアルシノエ・ノモスのストラテゴスたるアポロニオスに宛てて送った請願である^⑪。請願者パポントスによると、彼の住居に何者かが入り込み、木製の梁一〇本と臼一つを持ち去ってしまった。そこで、パポントスは「私はタレイ村の警備隊長と連れ立って調査を行い、ヘラクレオスの子バトゥニオンの住居内で、明白な証拠として同じ梁の一部たる五本の梁を発見しました^⑫」と主張する。そして、ストラテゴスが巡回裁判を行う際にこのヘラクレオスの子バトゥニオンを裁いてくれるようにと求めている。この事例からは、窃盗の被害にあった者が、公権力に訴えるだけでなく、村の警備隊長と連れ立って自ら調査を行なっている様子が見て取れる。そこには、窃盗をめぐる紛争を解決するための自力救済と公的救済の入り混じった慣習が存在しているとみなすことができるだろう^⑬。

続いて、暴行に関する請願に目を向けてみよう。暴行に関する請願もまた、窃盗と同じく、単に暴行を受けたという事実を訴えるのみである場合が史料中から多く確認される^⑭。しかしながら、そこには何の規範もなかったというわけではない。この点に関しては、A・Z・ブライエンが暴行に焦点を当てた研究によってすでに明らかにしている^⑮。ブライエンは、

紛争解決の場において当該社会の中心的価値観が議論・説明されると考える立場から暴行に関する請願を分析し、そこでは傷害の可視性が重要視されているということを指摘した^⑮。その根拠としてブライエンが挙げているのは、請願書に添付された医師たちによる診断書に傷害の可視性が明記されていることや、請願書にて全身に傷害を負ったと記されていることなどである^⑯。ただし、こうした主張を行うにあたってブライエンが挙げているのは四世紀以降のパピルス史料である。

筆者が収集した史料の中には、ことさらに可視性を強調する請願書を発見できなかったが、全身への暴行を強調する請願書が見出される。たとえば、先に窃盗に関する請願を分析する際にも登場したアルシノエ・ノモスのストラテゴスたるアポロニオスは、四七年に、アレオス村の住人アクシラオスの子トゥオニスから暴行に関する請願を受けている^⑰。請願者トゥオニスによると、彼の妻であるタヌリスなる女性が、羊飼いベンテイスの子ベンテイスによつて暴行を受けた。その結果、妊婦であったタヌリスは流産し、タヌリス自身もまた生死の境にあるという。そこで、トゥオニスはストラテゴスのアポロニオスに請願し、羊飼いベンテイスを裁くように求めている。この請願の文頭と文末には、タヌリスが「首の左側と左腕に傷^⑱」を負っていると記されている。こうした傷跡の描写が請願書の文頭・文末に記されるのは、請願者の同定のために暴行沙汰以外でも用いられる手段である^⑲。ここに記された被害者タヌリスの様子からは請願書で訴えられただけの暴行の痕跡を読み取ることはできず、あるいは請願書においてはその傷害が誇張されているとも考えられる。傷害の強調は、暴行の不当性を訴えるための戦術として通用していたのである。

また、遺産相続をめぐる争いに関連して行われた請願では、遺言などを参照しながら、対立者が不当な仕方 で相続財産を独占していると訴えられるのみである場合が多数確認される^⑳。それだけでなく、遺産相続をめぐる争いにおいては法律を参照する事例をも確認することができる。ここでは、一六四年ないし一九六年に同定されている請願を取り上げよう^㉑。

この請願では、被請願者の名前を記した部分が欠損しているが、文中ではストラテゴスに対する命令が要請されているため、エピストラテゴスや総督など、ストラテゴスよりも上位の役人であると考えられる。他方、請願者はテレヌティス村

の住人ケントヌフィスの娘タミユスタと名乗っている。請願者タミユスタは父から相続した土地が、親類であるパネトベスとタエシスによって奪い取られたと訴えている。タミユスタによると、パネトベスとタエシスは、当該の土地が「公有地」であり、そこを耕作するためであると主張している。^{②③}ここで「公有地」と訳したギリシア語 *Βασιλική* は直訳するなら「王の土地」であり、プトレマイオス朝のファオの土地であったものを皇帝が継承し、ローマ期には公有地のごとく扱われた。^{②④}エジプトでは多くの土地が公有地とされていたが、それらを耕作する人々は、実質的な所有を享受していた。さらに、請願者タミユスタは、「総督たちおよび代官たちのこの件に関する命令によると、女性である私はそれ（公有地の耕作）を実施する義務が課せられていません」と語る。ここで言及されている男性による公有地の耕作義務には、公有地の耕作は女性ではなく男性により行われねばならないという含みを見取れる。そこで、タミユスタはこの土地の耕作を男性であるパネトベスに委ねつつも、土地自体はタミユスタに帰するように計らうことをストラテゴスに命令するよう被請願者に要請している。このタミユスタの事例は、遺産相続をめぐる争いにおいても、人々は自力で自らの取り分を確保していただけはなく、総督などの地方役人が発した命令を法として参照する戦術の存在を明示している。

土地をめぐる争いにおいても、文書などに基づいたものだけでなく、ローマ帝国の権力者による命令を参照している事例がみられる。その請願は、二〇七年に百人隊長ユリウス・ユリアヌスに向けて、ソクノパイウ・ネソス村の二〇名以上の農民たちが連名で送ったものである。^{②⑤}この史料は本稿での筆者の主張にとつて重要であるばかりでなく、ローマ期のエジプトにおける小作農民たちの活動について知る上でも興味深い事例を伝えているため、ここで史料の試訳を提示したい。

百人隊長ユリウス・ユリアヌスへ。ヘラクレイデス区のソクノパイウ・ネソス村のストエティスの子ヘリエウス及び：（訳者註…以下二三人の名前が記される）…より。お願いいたします。あなた様の決定を必要とする事柄です。我々には我々の村に登録された灌漑地があります。大きな土地です。そのような土地が発見されると、アルーラ（訳者注…土地の単位）ごとの地代支払いのし

きたりに従つて小作に貸されて、種まきがなされ、そして、国庫のために計測がされるものなのですが、その土地の収穫はすべてその村に帰しているのです。その村が私有地も公有地もその他の土地も持たないためです。しかし、すべての者が出身地に居続けることができるようにと総督スパティアヌス・アクイラが命じたところでは、放浪している全ての者たちは出身地に戻り、しきたりどおりの仕事を果たさねばなりません。それなのに、ストトエティスの子オルセヌフィスとその兄弟たち合計五人は、我々を攻撃し、その土地で種をまくのを妨害しています。そのため、どうしても請願せねばなりません。もしもあなた様に良きことと思われたなら、この件を収めるために、彼らがあなた様のもとに引き立てられるようになさってください。ごきげんよう。

この請願書によると、このときソクノパイウ・ネソス村では、「すべての者が出身地に居続けることができるように」という総督スパティアヌス・アクイラの命令に従つて帰還してきた逃亡農民たちと、同村に居続けた農民たちとのあいだで土地をめぐる争いが起こっていたようである。実際に、この請願ではオルセヌフィスなる人物とその兄弟五人が請願者たちを攻撃し耕作を妨げているために、彼らを裁くようにとの訴えがなされている。^{②③} 請願者たちが帰還してきた逃亡農民であるのか、それとも帰還してきた逃亡農民によつて煩わされている側であるのかはここでは明記されていない。けれども同じ請願者たちが発した別の請願書から、この請願者たちこそが帰還してきた農民であるとわかる。^④ 逃亡農民の帰還命令という法律は、必ずしも逃亡農民を圧迫するのみではなく、逃亡農民自身によつて土地をめぐる争いに活用されていたのである。

次に、債権債務の争いに関する請願に視点を移そう。債権債務に関しては、遺産相続や土地争いに見られた総督の命令が法として参照されている様子を確認できない。^⑤ しかし、債権債務をめぐる争いにおいても、それを解決するための決まりごとが存在していた。そのことを、一五年に発せられた請願を取り上げて検証しよう。^⑥ この請願では、ソクノパイウ・ネソス村の小ヘルゲウスの子サタプスが同村のパネフロミスの子ハルバガテスに貸付文書に基づいて銀貨を貸したに

もかわらず、ハルバガテスは貸付の事実を否定していると、ストラテゴスのディオニュソドロスに向けて訴えている。貸付の事実を否定するために、「ハルバガテスはあらゆる不正なる意図によって、公正に定められた貸付文書に誠実であることを望まず、貸付文書を奪おうと試み」た。^③そのため、銀貨を貸し付けた側である請願者サタブスはストラテゴスに貸付文書の複写を依頼している。すなわち、ローマ期エジプトの農村社会においては、債権債務をめぐる争いにあたつては、貸付文書に基づく貸付事実の証明が正当性の根拠として通用していたのである。また、貸付文書は、この請願によると、ストラテゴスによって保管されていたようである。

続いて、私人間の紛争から目を転じて、徴税などの公的業務をめぐる争いに関する請願で言及された根拠を検証しよう。エジプト属州では、納税だけでなくレイトウルギアという義務も人々に課せられていた。エジプト属州の住民は、都市や農村の運営をレイトウルギアの名目で担い、租税の収集や穀物の保護などの義務を果たすことが求められていたのである。請願では、徴税だけでなくレイトウルギアにまつわる問題も扱われているが、まずは徴税に関する請願から分析しよう。

徴税に関する争いをめぐる請願では、しばしば総督の命令や皇帝の勅法が言及される。^④その例として、一六二年の請願を取り上げて分析する。^⑤この請願書では、テアデルフィア村のディオドロス、別名ディオスコロスの子プトレマイオスが、アルシノエ・ノモスのストラテゴスたるハルボクラティオンに向けて、エピストラテゴスたるウエディウス・ファウストウスから獲得した回答を送付している。請願者プトレマイオスは、成人して独り立ちした息子の分の人頭税をも徴税人たちによって要求されており、それが違法であると主張する。その違法性の根拠としてプトレマイオスは、「すべての総督の命令によると、何人も過剰な徴税をされることはない」^⑥と述べている。この主張が功を奏したのか、プトレマイオスはエピストラテゴスから、ストラテゴスがこの件を適切に処置する旨を記した回答を獲得し、その回答を前述のごとくストラテゴスのハルボクラティオンに提出した次第である。ここでは、これまでもしばしば確認されたように、総督の命令が農村社会の紛争解決における法として機能しているとわかる。しかし、ここで注意しておきたいのは、この命令が必ずし

も自動的に適用されていたのではないということである。プトレマイオスはこの請願書の中で、徴税人たちが金銭を奪うために暴力を用いており、農作業を妨げられていると述べている。そうした状況の下で、プトレマイオスが請願を通じてストラテゴスの注意を総督たちの命令へと向けて、過剰な徴税を抑制するための法を機能させようとしている。請願は臣民の側から法律を運用させるための回路として利用されていたのである。次に扱うレイトゥルギアの関わる紛争における請願でも同様の実態が見出される。

レイトゥルギアに関する請願の事例⁴⁷⁾としては、徴税に関するものとは異なり、総督の命令ではなく皇帝の勅法が言及されるものを取り上げてみよう。この事例もまた、筆者の主張にとって重要な史料であるため、史料の試訳を提示したい。

エジプト総督マエウイウス・ホノラティアヌスへ。アルシノエ・ノモスのヘラクレイデス区のカラニス村の住人、カイレモンの子アウレリオス：（訳者注…欠落）…より。神聖なる皇帝の勅法が明瞭に命じているところでは、何人も二年間のレイトゥルギアを果たすことはなく、解放期間が許されます。さて、最も高貴なる総督閣下、カラニス村の現在の役人は属州と我ら農民の保護のために定められたことを無視して：（訳者注…欠落）…私を穀物収集役に任じました。私は先立つ二年間倉庫にある穀物の防護役でありましたが、今ではすべての法に反して、前述の穀物収集役という三年目のレイトゥルギアを課されています。私はこの請願によってあなたの足下に避難します。あなたの最も高貴なる幸運に乞ひ願います。もしもお心にかなうならば私の彼らに抗する請願をお聞きになつてください、我が主よ、私があなたの助けを得られるようにしてください。そしてこの不法な任命から解放してください。あなたのご幸運が永遠でありますように。ごきげんよう。第一六年ファオフィの月一四日。

この史料によると、一三七年に、総督マエウイウス・ホノラティアヌスはカラニス村のカイレモンの子アウレリオスから

請願を受けた^③。請願者アウレリオスは、皇帝の勅法への言及から請願文を始めている。それによると、「神聖なる皇帝の勅法が命じるところでは、一人の人間が即時に別のレイトゥルギアを果たすことはなく、解放期間が許される^④」こととなっている。こうした法律が存在し、請願者アウレリオスは既に二年間のあいだ穀物管理のレイトゥルギアを果たしているけれども、カラニス村の役人は「属州と我ら農民の保護のために定められたことを無視して^⑤」また、「すべての法に反して^⑥」このアウレリオスを同村の倉庫にある小麦の防護役に任命した。そこでアウレリオスは、この任命を違法として、総督にレイトゥルギアからの解放を訴えたのである。レイトゥルギアに関する紛争でも、徴税に関する場合と同じく、「神聖なる皇帝の勅法」という成文法が存在するにもかかわらず、その勅法を機能させるために、農民たちは請願によってそれに言及する必要があったのである。

以上の検討を踏まえて、本節の結論をここで提示しておこう。本節は、社会に対する法の影響を論じてきた請願パピルスに関する従来の研究に対して、社会において法がどのように形成されていたのかを検討している。その結果として二つの点を指摘しておきたい。まず一点目として、エジプト属州の住人たちは、窃盗や暴行、債権債務のように、皇帝や総督の定めた法律を参照しない場合にも、何らかの規範に基づいて紛争を解決していたこと。そして、二点目として、皇帝や総督が定めた法律を法として機能させるために、農民たちは請願においてこれらの法律に言及することできたということである。すなわち、エジプト属州の農村社会における法とは、ローマ皇帝たちが定め押し付けた制定法のことではなく、皇帝たちが定めた法律をも含めて、農民たちが紛争解決の場で承認することで、法として形成されたもののことなのである。先行研究において、ターピンは請願を臣民からの抗議の回路として捉えている。筆者は以上の史料分析に基づいて、請願という抗議の回路によって、地方の社会において臣民の側での法の形成が行われていたと主張したい。この主張は、エジプト属州という一地域の史料を分析した結果から得られたものであるため、より広くローマ帝国における法について論じるために、次章ではエジプト以外の属州に由来する請願碑文を分析して、農村社会の住人たちがどのような規範に言

及してゐるかを検討したい。

- ① A. Jordens, Government, Taxation, and Law, in C. Riggs (ed.), *The Oxford Handbook of Roman Egypt*, Oxford, 2012, pp. 56-67.
- ② W.T. Arnold, *The Roman System of Provincial Administration to the Accession of Constantine the Great*, 3rd ed. (revised by E.S. Bouchier), Oxford, 1914 (1st ed., in 1879), p. 23.
- ③ R.W. Davies, The Investigation of Some Crimes in Roman Egypt, *Ancient Society*, 4, 1973, pp. 199-212.
- ④ 石田真衣「クルミナスの嘆願」「ペトリクタ・ヌムトリー」一〇・二〇・二三頁、九七—一〇六頁。
- ⑤ D.W. Hobson, The Impact of Law on Village Life in Roman Egypt, in B. Hapburn and D.W. Hobson (eds.), *Law, Politics and Society in the Ancient Mediterranean World*, Sheffield, 1993, pp. 193-219, esp. pp. 218-219.
- ⑥ Id., p. 200.
- ⑦ B. Kelly, *Petitions, Litigation, and Social Control in Roman Egypt*, Oxford, 2011. 本書のギリシヤ語「田舎長」(邦註) B. Kelly, *Petitions, Litigation, and Social Control in Roman Egypt*, Oxford, 2011]『国史古蹟雑誌』一一一・二〇・二三頁「田舎長」田舎長を参照。
- ⑧ B. Kelly [2011] pp. 332-333.
- ⑨ Papyrimfochttp://www.papyrimfoc/のデータベースに収録されているペトリスは様々の中なら petition, pétition, Eingabe のペトリスが付けられたものを収集した。その中でも、断片的で過半数の請願者名や被請願者名を知ることが出来るだけのものや、かろうじて請願書とであると推定出来るだけのものについては分析の対象から除外しており、以

ての註や脚注のペトリスとペトリスを意味の違ひを認めて、J.D. Sosin et al. (eds.), Checklist of Editions of Greek, Latin, Demotic, and Coptic Papyri, Ostraca and Tablets, [Last Updated 1 June 2011], (<http://library.duke.edu/rubenstein/scriptorium/papyrus/texts/clist.htm>) を参照。

- ⑩ *BGU* I, 46; I, 157; I, 275; I, 321; II, 454; IV, 1188; III, 757; XIII, 2239; XI, 2068; XIII, 2240; *M. Chr.* 110; *P. Hamb.* IV, 240; *P. Nyu.* II, 3; *P. Lond.* III, 894; *P. Louvre*, I, 3; *P. Mich.* V, 230; IX, 523; X, 581; *P. Mil. Vogl.* IV, 229; *P. Oslo* II, 22; *P. Ryd.* II, 125; 127; 128; 130; 134; 135; 137; 140; 142; 148; *P. Strasb.* II, 118; *P. Tebt.* II, 332; P57, VIII, 883; SB, XII, 10919; XIV, 12022; XVI, 12549; XX, 14679; XXII, 15779; 15781.
- ⑪ *P. Mich.* V, 230.
- ⑫ *P. Mich.* V, 230, ll.9-15, ἐποὺ τὴν ἀναγγέλιον προσημύενον σὺν τῷ τῆς κόμης Ταλαί ἐμοιτάτην εὐρον διὰ τὸ ἀντοφώριον ἐν τῇ Περυνίωτος τοῦ Ἡρακλίου οἰκίαν ἀπὸ μέρους τῶν ἡγμένων δοκῶν δοκοῦς πέντε.
- ⑬ 本書の底本に於て誤脱を訂正した。 *P. Ryd.* II, 125; 129; 138; 139; 146; *P. Oslo*, II, 21 を参照。
- ⑭ *BGU*, I, 22; 45; 242; IV, 1036; *M. Chr.* 123; 523; *P. Col.* VIII, 209; *P. Fouad.* I, 28; 29; *P. Graux*, I, 4; *P. Hamb.* I, 10; IV, 240; *P. Lond.* II, 342; III, 1218; *P. Louvre*, II; *P. Meron.* 18; *P. Ryd.* II, 124; 144; 145; 150; 151; *P. Tebt.* II, 331; *P. Wirtzb.* 9; SB, I, 5235; 5238; VI, 9458; VIII, 9905; XIV, 11904; 12199; XX, 15077; *SPP*, XXII, 54.
- ⑮ A. Z. Bryen, Visibility and Violence in Petitions from Roman

- Egypt, *Greek, Roman, and Byzantine Studies*, 48, 2008, pp. 181-200.
- ④ Id., pp. 199-200.
- ⑤ Id., pp. 196-198.
- ⑥ *P. Mich.* V. 228.
- ⑦ *P. Mich.* V. 228. ll. 1-2, 31-32, οὐλὴ τραχήλῳ ἐξ ἀρσενῶν καὶ πηλὴ ἀρσενῶν.
- ⑧ *P. Mich.* IX. 524.
- ⑨ *BGU.* I. 168, 226; II. 467, 614, 648, *M. Chr.* 57, 122, *P. Fam. Tebt.* 38, *P. Meyer.* 8, *P. Mich.* III. 157, V. 232, VI. 422, 423, 424, 425; IX. 525, *P. Mil. Vogl.* VI. 264, *P. Ryd.* II. 114, *P. Stras.* VI. 511, *P. Tebt.* II. 334, *P. Turner.* 34, *SB.* I. 1010; VI. 8979, 9185, 9168, *SPP.* XX. 9.
- ⑩ *BGU.* 2. 648.
- ⑪ *BGU.* 2. 648. ll. 11-12.
- ⑫ A. Monson, *From the Ptolemies to the Romans: Political and Economic Change in Egypt*, Cambridge, 2012, pp. 93-94.
- ⑬ *BGU.* 2. 648. ll. 12-14, εἰς ἣν γυνὴ οὐδὲ οὐκ ὀφείλω καθέλκεσθαι κατὰ τὰ ὑπὸ τῶν ἡγεμόνων καὶ ἐπαρτόπων περὶ τούτου διατεταγμένῳ.
- ⑭ *P. Tebt.* II. 302, *P. Ross. Georg.* II. 21, *SB.* XII. 11114.
- ⑮ *W. Chr.* 354.
- ⑯ *W. Chr.* 354. ll. 17-18, πάντως θυνηθῆναι ἐν τῇ ἰδίᾳ συμπέειν.
- ⑰ *W. Chr.* 354. ll. 21-24.
- ⑱ *SB.* I. 4284.
- ⑲ *BGU.* I. 4. 36; II. 378; IV. 1189, VII. 1574; XV. 2458, *CPR.* XV. 8.
10. *M. Chr.* 52, 120, 241; *P. Bingen.* 58, *P. Brem.* 37, 39, *P. Fam. Tebt.* 43, *P. Grenf.* II. 61, *P. Mich.* V. 226; *P. Ryd.* II. 119, *SB.* V. 8001; *W. Chr.* 176.
- ⑳ *CPR.* XV. 10a.
- ㉑ *CPR.* XV. 10a. ll. 7-8, τοῦ Ἀργαγέθου σὺν πλῶν ὀδοποδικῇ μὴ βουλομένου ἐμ. μένει τοῖς κατὰ τὴν. τοῦ δαυελίου, συνηγορήν ὥρ. ἰ. οἰμένος δικαίως, ἀλλὰ ἐπιχειροῦντος ἀπὸ πρῶτου τὰ ἐπιβάλλοντα.
- ㉒ *BGU.* XVI. 2603; *P. Heid.* IV. 297, *P. Iand.* III. 27, *P. Lond.* III. 924, *P. Oxy.* IV. 718, *P. Sakaeon.* 37, *P. Tebt.* II. 302, *SB.* V. 7528, XVI. 12678, *PSI.* VII. 807.
- ㉓ *P. Oslo.* II. 18.
- ㉔ *P. Oslo.* II. 18. ll. 12-13, πάντων τῶν ἐπάρχων διατραξάντων μηδὲν αὐτὴράλλα ἀπαρεῖσθαι.
- ㉕ *BGU.* I. 23. 159, 180; III. 908, XI. 2064, XIV. 675; *P. Bacch.* 19, 21; *P. Choix.* 11; *P. Fay.* 106, *P. Lips.* II. 146; *P. Lind.* IV. 1; *P. Mich.* VI. 426; XI. 618, *P. Phil.* 10, *P. Tebt.* II. 327, *SB.* VIII. 9897, XI. 2063, XVI. 12713, 12833, *PSI.* XII. 1243
- ㉖ *P. Mich.* IX. 529.
- ㉗ *P. Mich.* IX. 529. ll. 3-6, αἱ θ. εἶτα καὶ βασιλικαὶ διατάξεις διαπρὶ ὅσων κελεύουσιν μὴ κατὰ τὸ ἐξῆς ἔργον ἐτέραν, λειτουργίαν τινα ἐκτελεῖν ἀλλὰ παραθεῖ ἰ. π. ε. α. θα. ἀνα-παυόμενον.
- ㉘ *P. Mich.* IX. 529. ll. 7-8, παρηγ. οὐμένοι τὰ νενομ[ισμενὰ] [... ἐπὶ οἷ, τήμας τοῦ ἔθνους καὶ ἡμῶν τῶν γενο[γῶν]...].
- ㉙ *P. Mich.* IX. 529. 111. π. α. πὰ πάντας τοὺς νόμους.

本章で分析する碑文史料は、皇帝に対する請願だけでなく総督に対するものも含めて、計八点である。史料の収集・分析にあたつては、一八一―二四九年までの請願・回答碑文をまとめたT・ハウケンの研究に依拠し、判読に耐える請願碑文を一通り検討する^①。また、第八点目の史料として、ハウケンの著作以後に発見された碑文史料を扱っている。それでは、ここからは碑文史料をもとに、農民たちが請願においてどのような規範を参照しているかを読み取っていこう。

第一点目として取り上げるのは、第二章でも分析した、二世紀後半に北アフリカの皇帝領農民がコンモドウス帝へと行った請願を記録した碑文である。農民たちは皇帝領管理人たちによる酷薄な扱いに耐えかねて、この請願によって皇帝に救済を求め、皇帝から好意的な回答を獲得した。請願者たちは自らの正当性を支持する根拠として、「皇帝領管理人たちの書簡」の中に見られる賦役に関する規定を挙げている。それだけでなく、「上述のハドリアヌス法によって否定されていますように、皇帝領管理人にも管理の請負人たちにも農民たちに対して作物の分配や労働、荷獣の供出を増加させる権利が否定されますように」と述べられ、管理人たちは既に定められた賦役の量を超えて農民たちに要求をなす権限がないという規則が参照されている。ここで言及されているハドリアヌス法とは、皇帝領における小作農民の労働規定に関するものである^③。北アフリカではハドリアヌス法以外にもマンキア法と呼ばれる法律が小作農民の労働について定めていた^④。北アフリカ以外に関する史料からは両法に言及するものが見つかっていない。ハドリアヌス法についてはその名称から、二世紀前半の皇帝ハドリアヌスによる制定と考えられる。他方、マンキア法の制定については、紀元後五六年頃とする説がありながらも確証はない^⑤。これらの法律によって、小作農民たちは無主地を耕作することでその土地を所有する権利を与えられていた。こうした規定は、皇帝たちの人道性と農業生産増強政策を意味すると解されている。北アフリカの農民

たちは、皇帝への請願の中でハドリアヌス法に言及して、自らそれを法として承認し、皇帝にも同じく承認するようにと要求したのである。こうした形で農村社会の住人たちの側が規則を参照することによって、ローマ帝国各地の在地社会に独自の法が形成されていたと考えられる。

第二点目として、小アジアの農民たちが二世紀末から三世紀初頭にかけて皇帝に対して行った請願を記録した碑文に目を向けた^⑦。請願者たる農民たちは、ここでもまた役人たちからの圧迫にさらされている。そのため、彼らは皇帝に向けて請願を行い、「陛下と先帝たちの法に」^⑧注意を払い、役人の暴挙を抑制するための巡察を総督に行わせることを法律として制定するように求めている。しかしながら、皇帝側の反応がどのようなものだったのかについては、勅答の部分が欠損しているため明らかにできない。

続く第三点目の史料として、二世紀末から三世紀半ばまでのあいだに、第二点目と同じく小アジアの皇帝領農民たちが皇帝へと向けて行った請願を分析する^⑨。農民たちは役人たちによって虐待されており、農民たちの何人かは役人たちに拘留され、解放のために身代金を要求された、と述べている。この農民たちの請願は、特定の規範に言及せず、皇帝からの救済を求めている。法規範への言及に代わって、請願者たちは、父祖伝来の土地を離れて国庫への貢献という義務を放棄するかもしれないと主張するという脅迫的な戦術によって、皇帝からの助力を獲得しようとしているのである^⑩。皇帝からの回答に当たる部分は残念ながら欠損してしまっているけれども、農民たちによってこの碑文が建立されたという事実から、農民たちが皇帝から好意的な回答を得た可能性がある。この碑文は特定の規範に言及してはいない。しかし、この碑文からもローマ帝国属州の農村社会における法の形成に関して、読み取れる事実がある。すなわち、地方の社会における役人たちの行動に関する法律の作成を農民たちが要求していたのである。作成された皇帝の回答を記した部分は残存していないが、一地域の農村社会の法が農民たちからの働きかけによって作成されんとしていることが見て取れる。

第四点目として、第二章でも取り上げたゴルディアヌス三世への請願を分析する^⑪。この請願を送ったトラキア属州にあ

るスカプトバラの村の農民たちは、同村を訪れる役人や兵士によって様々な物資を要求されていた。なぜなら、スカプトバラの村は二つの軍営のあいだに位置しており、更にこの村には温泉が存在したために多くの役人や兵士を惹きつけていたからである。この村に来訪する役人や兵士は、対価を支払うことなく同村での宿泊の世話や糧食の提供を農民たちに強制していた。そのため、農民たちは皇帝への請願を余儀なくされたのである。皇帝からの助力を得るために、請願者たちが述べるところでは「皇帝陛下は、陛下の永遠に至福なる時代に、住人たちが住居から追い出されることなく、村々が人々に居住され繁栄するようにと勅答して」^⑭いる。それだけでなく、請願者たちは、彼らを圧迫する役人や兵士が皇帝の指令で定められた業務や順路を無視してまでも、スカプトバラの村に来てしていると指摘する。そして、スカプトバラの村の住人たちは、皇帝が勅答によって、兵士や役人が適切な順路を守り、農民たちに不当な要求をさせないための規則の制定を求めている^⑮。しかしながら、皇帝ゴルディアヌス三世は規則の作成を拒絶し、単に総督の法廷による解決を図るようという勧告を行うにとどめている。この史料からわかるのは、農民たちは請願・回答制度を利用して、自分たちに有利な形での法律の制定を求めたけれども、それに失敗する場合もあったということである。

第五点目として、小アジアの皇帝領農民たちが三世紀中葉の皇帝フィリップス・アラブスに行った請願を分析する^⑯。農民たちは、自分たちの居住地が軍営から離れたところに位置しているにもかかわらず兵士たちがやって来て、農作業を妨げ様々な要求を行なっているとして、皇帝による救済を求めている。この請願において、特定の規範は言及されていない。しかし、それに代わって農民たちは、皇帝フィリップス・アラブスがかつて近衛長官であったときに請願を行い、すでに回答を得ているにもかかわらず、事態が改善していないということを指摘している^⑰。すなわち、ローマ帝国属州の農村社会においては、法を形成するために、皇帝や役人からの命令が存在しているだけでは十分でなく、それを機能させるために農民たちの側から法律に言及して、それを改めて法として承認させる必要があったのである。

第六点目以下では、以上の五点の請願とは異なり、皇帝ではなく総督への請願を分析しよう。第六点目の碑文は、二世

紀半ばに下モエシア属州にあるダギスの村の農民たちが総督ユリウス・セウエルスに対して行った請願を記録している^⑮。ダギスの村は道路沿いに位置しており、その道路を通ってやってくる者たちは村人たちに不当な要求をしているという。そこで、ダギスの村の人々は総督に救済のための回答を要請した。それに対して総督ユリウス・セウエルスは、アントニウスなる人物の別の回答を引用して、農民たちが義務を果たすだろうと簡潔に述べるのみである。ここで回答によって言及されている規則は、農民たちによる義務の履行を定めるのみであり、請願者である農民たちにとってそれほど有利であるようにも見受けられない。あるいはこの規則には、農民たちが義務を果たすだけで十分であり、それ以上の要求がなされてはならないという含みがあるとも考えられる。

第七点目として、二世紀後半にシリア総督ユリウス・サトゥルニヌスへとトラコニティスの村が送った請願を分析しよう^⑯。この請願自体は残っていないが、総督ユリウス・サトゥルニヌスが回答としてトラコニティスの村へと送った書簡から、その請願の内容を知ることができる。それによると、トラコニティスの村には来客用の建物があるにもかかわらず、兵士や村の外からやってきた者たちが、トラコニティスの村の住人に村人自身の住居での宿泊の世話を要求しているという。こうした要求からの解放を求め、村人たちは総督に請願した。それに対して総督は、来客用の建物があるのなら、自宅に外部者を招き入れる必要はないと明記した書簡をトラコニティスの村に送った。ここにおいても、シリア属州の一つの農村における規則が、農民たちの求めに応じる形で法として形成されている。

最後に、第八点目としてハドリアヌス帝の時代にヒスパニア属州で作成された碑文を取り挙げる^⑰。この碑文は、総督が定めた河川管理に関する法律の文面を伝えるのみであり、厳密には請願・回答制度が運用された結果を記録してはいない。しかしながら、総督がこの法律を定めるにあたっては、属州民からの請願に類する行動があったと読み取れるため、ここで一つの事例として分析する。まず、この法律が総督によって定められた経緯を説明しておこう。ヒスパニアにあるガリア人の村落とベルシノン人の村落、セガルテン人の村落は、ヒベルナ川を流れる水を利用していた。しかし、これら三つ

の村落はヒベルナ川の管理、特にこの川での堰堤の建設と維持をめぐる紛争を展開することとなった。そこで、近隣の都市カエサラウグスタに在住している農民たちの村役人たるルキウス・マンリウス・マテルヌスは、属州総督フンダヌス・アウグスタヌス・アルピヌスに訴え出て、ヒベルナ川の管理に関する法律の制定を求めた。このような経緯で、総督アルピヌスはヒベルナ川の管理に関する法律を制定したのである。その法律は、村役人に河川管理に関する大きな権限を付与しており、村役人が河川管理のために農民たちに命令を発し、農民の不服従に対して罰金を科すると定められている。更に、村役人の命令とは別に、農民たちは各人が水利権を有する範囲で堰堤の補修と清掃を義務付けられている。こうした規則は、村役人たるルキウス・マンリウス・マテルヌスからの総督に対する「請願」に応じて制定された。イペリア半島の一地方において、河川管理という農村社会にとって重要な問題に関わる法律が、農民の一部からの働きかけによって作成されているという重要な事実を、この碑文からも読み取れるのである。

本章で分析してきた史料から読み取ることのできた事実に基づいて、本章の結論を提示しておこう。前章でパピルス史料の分析から導き出した結論と同じように、碑文史料においても農民たち自身による法律への言及を通じて、法が形成されている様子を確認できた。そうして形成された法は、ローマ帝国の各地の社会における生活をそれぞれ個別に規定していた。たとえば、本章で最後に分析したヒスパニアの河川管理法は、あくまでも、その法律の制定が求められたヒベルナ川に関するものであった。属州に住む農民たちは、請願という行為を通じてローマ帝国の権力に働きかけ、自らの生きる社会の法を作り上げていたのである。かくして、ローマ帝国各地の社会には、皇帝や総督たちと臣民とのあいだで請願・回答制度が実践された結果として、ローマ帝国の地域ごとに固有の法が形成されることとなったのである。

① T. Hauken [1998]. 本章で分析する碑文の校訂は、ハウケンが採用
ツェンネン・シュテット。

② *CIL*. VIII. 10570. col. III. ll. 4-9. ut kapite legis Hadriane, quod

supra scriptum est, ademptum est, ademptum sit ius etiam procuratoribus, nedium conductor, adversus colonos ampliandi partes agrarias aut operarum praebitionem iugurumve.

- ③ D. P. Kehoe, *Lease Regulations for Imperial Estates in North Africa Part I, Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik*, 56, 1984, pp.193-214. esp. pp.203-204.
- ④ ハドリアヌス法およびメンキア法に言及する史料については、D. P. Kehoe [1984] esp. p.193. no. 1を参照。その後に見えれた新碑文では $\rho\iota\sigma\tau\epsilon\varsigma$ G. S. Palomera, *Nuevos fundamentos sobre la lex Hadriana: La inscripcion de Iella Drebbia, Gerión*, 25, 2007, pp. 371-390 を参照。
- ⑤ D. Flach, *Die Pachtbedingungen der Kolonen und die Verwaltung der kaiserlichen Güter in Nordafrika, Aufstieg und Niedergang der römischen Welt*, II, 10 (2), Berlin, 1982, S. 427-73, S. 444.
- ⑥ G.S. Palomera [2007] p. 374, no. 9 y 10 を参照。
- ⑦ KP. no. 28.
- ⑧ KP. no. 28. ll. 10-11. $\pi\rho\acute{o}\varsigma\ \tau\epsilon\ \tau\omicron\upsilon\varsigma\ \eta\upsilon\lambda\epsilon\tau\epsilon\rho\acute{o}\upsilon\varsigma\ \nu\omicron\mu\omicron\upsilon\varsigma\ \tau\omicron\upsilon\varsigma\ \tau\epsilon\ \pi\rho\omicron\upsilon\acute{o}\ \nu\omicron\upsilon\upsilon\varsigma\ \eta\upsilon\lambda\epsilon\tau\acute{o}\nu$.
- ⑨ KP. no. 55.
- ⑩ 既に坂口明「ローマ帝政前半期の土地と農民」弓削達・伊藤貴夫編『ギリシアとローマ：古典古代の比較史的考察』河出書房新社、一九八八年、一七五―一九六頁、特に一九一頁が、わづとした戦術に脅しの
- 意味合いを読み取っている。坂口氏は、本稿で先に扱った北アフリカの農民たちがコンモドゥスに対して行った請願をも含め、こうした請願の背後に属州の農民たちが有していた強固な共同体的性格を読み取っている。坂口明「二世紀末―三世紀前半における小アジア皇帝領の農民」『西洋古典学研究』三六、一九八八年、七七―九〇頁をも参照。
- ⑪ *CIL*, III, 12336.
- ⑫ *CIL*, III, 12336. ll.11-15. $\epsilon\nu\ \tau\omicron\iota\varsigma\ \epsilon\upsilon\tau\upsilon\gamma\epsilon\tau\epsilon\alpha\tau\omicron\upsilon\varsigma\ \kappa\alpha\iota\ \alpha\iota\omega\nu\acute{o}\varsigma\ \sigma\omicron\upsilon\ \kappa\ \alpha\upsilon\tau\omicron\upsilon\varsigma\ \kappa\alpha\tau\omicron\iota\kappa\epsilon\iota\sigma\iota\omicron\upsilon\theta\alpha\ \kappa\alpha\iota\ \beta\epsilon\lambda\omicron\nu\omicron\theta\epsilon\iota\sigma\alpha\ \tau\alpha\omicron\ \kappa\omicron\upsilon\mu\alpha\varsigma\ \pi\acute{\alpha}\rho\epsilon\ \delta\upsilon\alpha\sigma\tau\epsilon\alpha\tau\omicron\upsilon\varsigma\ \gamma\ \eta\gamma\epsilon\mu\theta\alpha\ \tau\omicron\upsilon\varsigma\ \epsilon\upsilon\kappa\omicron\iota\kappa\omicron\upsilon\tau\omicron\upsilon\varsigma\ \pi\omicron\lambda\iota\kappa\iota\varsigma\ \delta\alpha\tau\epsilon\iota\tau\alpha\upsilon\epsilon\iota\varsigma$.
- ⑬ *CIL*, III, 12336. ll.79-86.
- ⑭ *OGIS*, II, 519.
- ⑮ *OGIS*, II, 519. ll. 23-25.
- ⑯ *SEG*, XXXIII, 577.
- ⑰ *OGIS* II, 609.
- ⑱ F.B. Lloris, *An Irrigation Decree from Roman Spain: "The Lex Rivi Hiberensis"*, *Journal of Roman Studies*, 96, 2006, pp. 147-197.
- ⑲ *Id.*, p. 157, col. III, ll. 44-47.
- ⑳ *Id.*, p. 153, col. I, ll. 1-15.
- ㉑ *Id.*, p. 154, col. I, ll. 27-33.

お
わ
り
に

本稿全体の結論を述べる前に、まずは第二章から第四章にかけての史料分析から得られた結果をここで改めて述べておく。第二章では、農村社会の紛争解決に介入する際に皇帝たちがどのような規範に言及しているかを検証した。そして皇帝たちは専断的に法律を定めていたのではなく、地方における個別的な法の運用を重視していたということを明らかに

した。続く第三、第四章では、パピルス史料と碑文史料を用いて、ローマ帝国各地の農村社会において人々がどのような規範に言及しているのかを検討した。その結果は地域ごとの相違を如実に示している。エジプトに関しては多数のパピルス史料に恵まれ、土地をめぐる私人間の争いにおいてさえも皇帝の勅法や総督の命令が法として承認されていることがわかった。北アフリカでは、小作農の労働規定に関する法律が請願碑文から確認されている。時代的にもエジプト以外の史料は二世紀から三世紀に集中しており、この時代のそれぞれの地域に請願・回答制度の運用を促進する個別的な要因を推測することも可能だろう。

しかし、本稿では、ローマ帝国における法の形成の変化をより大きな視点から展望するために、帝政前期のあいだの各地域、各時期における変化よりもむしろ、分析の対象とした諸事例に通底する、法形成の特徴に注目したい。筆者はかつて発表した論文の中で、ローマ帝政後期における法形成に関して個別事例ごとの特徴に重点をおいた主張を行ったが、その後の研究を進める中で、ローマ帝国における法の形成のありかたを解明するためには、特定の事例や地域の特殊性を指摘するだけではなく、諸事例の示す共通性に注目し、帝政前期から帝政後期への移行を視野に入れる必要があると考えるに至ったからである。すなわち、筆者の長期的な問題関心は、ローマ帝国における法の形成が、帝政前期から帝政後期にかけて経験した変化について解明することにある。そのため、以下では本稿の成果たる帝政前期における法の形成のあり方についてまとめたうえで、帝政後期における法の形成に関する先行研究と比較して、今後の展望を示したい。

帝政前期において、ローマ皇帝と総督による属州の支配は、諸属州に対して法の形成を促す共通の制度的基盤たる請願・回答制度を提供した。エジプトのようにローマ以前から請願・回答制度を有していた地域でも、請願者たちはローマの権力者による命令を法として承認していた。属州民は請願という制度を用いて、各地の社会に独自の法を作り上げているのである。換言するなら、ローマ帝政前期には帝国各地において個別的に、各社会に通用する法が、皇帝や役人と臣民とのあいだでの請願・回答制度の実践を通じて作り上げられていたと考えられる。

帝政後期には、個別の事例に対する勅答が判例としての効力を制限される一方で、皇帝によって作成された全般的な法律（*lex generalis*）がローマ帝国民の生活を規定することが、皇帝政府によって求められるようになった。^②しかしながら、臣民による請願や役人からの書簡は、帝政後期においてもその意義を失ってはいない。役人からより上位の役人や皇帝への書簡（*epistula*）は、帝政後期においては報告（*relatio, suggestio*）とも呼ばれるようになる。^③帝政後期において、役人からの報告は全般的な法律を作成する契機の一つともなっており、また、全般的な法律はしばしば特定の役人に対する皇帝からの書簡として作成されたのである。^④私人からの請願（*inidellus*）も、臣民が訴訟を開始するための制度として用いられるようになりながらも、^⑤請願という行為は、法形成における一定の役割を維持していた。私人からの請願としては *plicatio* や *prex* という語を用いるようになり、^⑥役人からの報告と同じく、あるいは役人からの報告を介して、帝政後期における全般的な法律の作成を促していた。^⑦帝政前期から後期への変化を簡潔にのべると、帝政前期において、地域や事例ごとの個別的な法の形成を支えていた請願・回答制度が、帝政後期にはローマ帝国全体に効力を有するか、あるいは特定の属州、地域における判例としての効力を認められた、全般的な法律を作成する制度の一環として取り込まれ、個別的な法形成という要素は抑制されていたのである。^⑧

帝政後期の法については、すでに我が国でも専門的な研究が現れている。田中創氏は、三八八年にシリアの一都市で起こったキリスト教徒によるユダヤ教のシナゴークに対する襲撃事件と、それに対する皇帝の介入をめぐって有力者たちの行った交渉を軸として議論を展開している。^⑨それによると、地方の側の特殊事情が有力者によって中央へと伝達され、その特殊事情を皇帝たちが普遍的な法原理に組み込み、一地方の特殊事情が普遍性を持ったとしている。^⑩筆者も以前に、帝政後期の農民逃亡に関する法の形成について、諸勅法を史料として検討し、帝政後期における勅法の作成は、元老院議員や帝国の役人、農民などの幅広い階層の人々からの働きかけを受けて行われていたという結論を提示した。^⑪

帝政前期において、請願・回答制度は、ローマ帝国各地に住む帝国民の側が、自らの生きる社会の法を形成する媒介と

しての役割を果たしていた。一方、帝政後期には、各地に生きる帝国民からの訴えが帝国の政府に寄せられ、帝国において全般的な効力を有する皇帝の勅法という法律に集約されて、帝国全体ないし特定地域で通用する法が形成されていた。帝政前期に、帝国民は自らが日常的に関わっている社会の法を作り上げていたのに対して、帝政後期には、自らが関わることのない帝国全体に住む人々の生活をも左右する法の形成に関与するようになっていたのである。しかしながら、こうした法形成のあり方の変化が、具体的にいつ、なぜ起こったのかについては未だ解明されていない。筆者は今後、これらの問題の解明に取り組むことを課題とする。

① 山下孝輔「後期ローマ帝国における農民逃亡と法形成」『西洋古代史研究』一、二〇一一年、三九～六一頁。

② J. E. Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity: the Emperor Constantine's Marriage Legislation*, Oxford, 1999, pp. 40-43; J. Harries, *Law and Empire in Late Antiquity*, Cambridge, 1999, pp. 47-50; J. F. Matthews, *Laying Down the Law: A Study of the Theodosian Code*, New Haven, 2000, pp. 13-18; Mousourakis [2003] p. 350-351.

③ *relatio* は役人が皇帝ないし自らよりも上位の役人に対して送る文書のことであり、*suggestio* は六世紀には役人と私人の両方の書簡を意味したが、四世紀半ばの皇帝の勅法では *relatio* の同義語として用いられた。cf. A. J. Fridh, *Terminologie et formules dans les Variæ de Cassiodore. Etudes sur le développement du style administratif*

aux derniers siècles de l'antiquité, Stockholm, 1956, pp. 121-123.

④ 本章注②参照。

⑤ J. Harries [1999] pp. 104-105.

⑥ 帝政後期には *libellus* と *prex* と *supplicatio* の語が多用された。cf. *Codex Justinianus*, I, 19 に *libellus* と *libellus* と *prex* と *supplicatio* の語が混同されている。cf. Fridh [1956] pp. 119-120, 123-125.

⑦ 山下、前掲論文を参照。

⑧ C. Th. I, I, 6, I, 2.

⑨ 田中創「ローマ帝政後期の法と実践」『歴史学研究』八八五、二〇一一年、一三九～一四八頁。

⑩ 同論文、一四七～一四八頁。

⑪ 山下、前掲論文、五七頁。

(京都大学大学院博士後期課程)

The Formation of the Law through the Petition and Response System in the Roman Empire: Case Studies Focusing on Rural Society

by

YAMASHITA Kosuke

Roman emperors engaged in local matters of the provinces through the Petition and Response System. In the Roman Empire, subjects involved in disputes could submit petitions to emperors and receive a reply. We can assume that the Petition and Response System played an important role for the formation of the law in the Roman Empire because petitions enabled subjects to refer to specific laws; on the other hand, responses of the emperors were also considered as one of the sources of the law. This article discusses the characteristics and significance of the process of the formation of the law through the Petition and Response System in the Roman Empire from the 1st to 3rd century.

In the first section, I explain the procedures of the Petition and Response System as seen in previous studies. First, an individual or a community would send a petition (*libellus*) to the emperor directly or through his representatives. Second, officials charged with treating of petitions prepare responses (*rescriptum*, *subscriptio*) and emperors undersigned them. Lastly, responses were posted in prominent buildings in the cities where emperors were residing and petitioners would make copies of them. People in provinces remote from emperors could not submit petitions easily, but they could petition their governors instead and get responses. Recent studies have offered views on the significance of the Petition and Response System. I have tried to construct my position in conformity with the views of some while refuting others.

In the second section, I survey responses of emperors during the 2nd and 3rd centuries. The primary sources for this chapter have been preserved in *Digesta Codex Justinianus* and inscriptions. I confirm that responses tended to convey decisions of emperors that depended solely on their sense of justice or simply to affirm rules that were cited by the petitioners. In the responses, law enforcement was entrusted to officials working in the

provinces. This means that emperors preferred to maintain local individuality in the formation of the law rather than to force their will on their subjects. Therefore, in subsequent sections, I try to clarify the formation of the law by petitioners through a study of petitions preserved in papyri and inscriptions.

The third section of this article studies papyri from the 1st through 3rd centuries to ascertain how petitioners employed the Petition and Response System. Most papyri of the Roman Period were discovered in Egypt. Roman Egypt had had the tradition of the Petition and Response System since at least the Ptolemaic dynasty. But, I take note of the factors that authority of the Roman Empire provided the subjects of Roman Egypt. Provincials in Egypt petitioned to governors, *epistrategoi* and *strategoi* etc. Petitioners complained about theft, violence, debt, land ownership, tax payment and liturgy. Petitioners often referred not only to unwritten rules but also to edicts or orders of Roman emperors and governors to obtain help from officials. In my opinion, this referring to statutes by subjects played a part in the formation of the law in the Roman Empire.

In the fourth section, I study inscriptions to discuss broader areas of the Roman Empire beyond Egypt. In 1998, T. Hauken published a monograph contributing to the study of petitions and responses. In the monograph, Hauken collected inscriptions from A.D. 181 to 249. I survey the inscriptions offered by Hauken and an inscription published after his monograph. These inscriptions include petitioners from North Africa, Asia Minor, the Balkans and Spain. On the basis of the research in this chapter, it is certain that petitioners in inscriptions referred to the statutes of the emperors as the law. This fact means that petitioners could engage in the process of the formation of the law in their local societies.

In conclusion, I argue that the subjects of the Roman Empire played an important role in the formation of the law in the various societies of the provinces through the Petition and Response System. I propose this was a chief characteristic and the significance of the process of the formation of the law through the Petition and Response System.